

鹿児島県労働委員会年報

平成28年版

(平成28年1月～12月)



鹿児島県労働委員会

目 次

第1章 労働委員会による調整・審査	1
第1節 労働争議の調整	1
1 概 況	1
2 調整事件	5
第2節 個別労働関係紛争のあっせん	8
1 概 況	8
2 個別労働関係紛争あっせん事件	10
第3節 不当労働行為事件の審査	11
1 概 況	11
2 審査事件	14
第4節 行政訴訟事件	14
第5節 再審査事件	14
第6節 資格審査	14
1 概 況	14
2 資格審査一覧表	15
3 資格審査取扱状況	15
第7節 認定告示	15
第2章 労働委員会活性化のための取組（平成28年度）	16
I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策	16
1 委員による「労働に関する無料相談会」の開催	16
2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報	17
3 委員による出前講座	19
II 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策	20
III 迅速・的確な審査手続きを充実させるための方策	20
1 審査の期間の目標	20
2 審査の実施状況及び目標の達成状況	20

第1章 労働委員会による調整・審査

第1節 労働争議の調整

1 概況

- (1) 平成28年1月から12月における係属した調整事件は2件である。
- (2) 平成28年申請の調整事件に係る調整区分は、あっせん2件（第2表）で、開始事由は組合からの申請2件である（第3表）。
- (3) 調整事項は、団体交渉促進等2件である（第4表）。
- (4) 業種別には、医療・福祉2件（第5表）。
- (5) 終結状況は、打切り2件である（第6表）。
- (6) 調整の平均所要日数は、33日である（第7表）。

第1表 平成28年調整事件取扱一覧

事件名	調整区分	組合員数 ----- 従業員数	申請区分	調整事項	終結事由	調整経過		所要日数	調整回数
						年月日	事項		
平成28年 (あ)第1号 事件(547)	あっ せん	----- 128	労	誠実な団体 交渉の実施	打切り	28. 2.26	あっせん申請 事務局調査 (申請者)	43	1
						3.2	あっせん員指名		
						3.17	事務局調査 (被申請者)		
						4.6	あっせん(あっ せん案提示)		
						4.8	申請者不受諾		
						4.13	被申請者受諾		
						4.13	終結(打切り)		

事件名	調整 区分	組合 員数 ----- 従業員数	申請 区分	調整事項	終結 事由	調 整 経 過		所要 日数	調整 回数
						年月日	事 項		
平成28年 (あ)第2号 事件(548)	あっ せん	5 191	労	団交係属 中にもかか わらず，組 合員に対す る専門職か ら労務職へ の任命換え 発令が一方 的に行われ たことに対 する，期限 を切つての 協議再開	打切り	28. 9.16	あっせん申請	22	0
						9.12	事務局調査 (申請者：事前 協議時に実施)		
						9.20	あっせん員指名		
						9.25	あっせん員打合 せ		
						9.26	被申請者，事務 局の事前調査に ついて不応諾 (口頭)		
						9.27	あっせん員打合 せ		
						9.28	あっせん員によ る労委制度説明 について文書依 頼		
						10. 3	あっせん員によ る労委制度説明 について不応諾 (口頭)		
						10. 7	被申請人からの あっせん不応諾 通知文受理		
						10.11	終結（打切り）		

第2表 調整区分別件数（新規申請分）

調整区分 \ 年	24年	25年	26年	27年	28年
あっせん	3	2	3		2
調 停					
仲 裁					
計	3	2	3	0	2

第3表 調整開始事由別件数（新規申請分）

調整区分 \ 年	24年	25年	26年	27年	28年
組 合 申 請	3	2	2		2
使 用 者 申 請			1		
双 方 申 請					
計	3	2	3	0	2

第4表 調整事項別件数（新規申請分）

調整事項 \ 年	24年	25年	26年	27年	28年
組合承認・組合活動	1	1			
労働協約・効力・解釈履行					
賃金等	賃 金 増 額				
	一 時 金				
	諸 手 当				
	退 職 一 時 金				
	そ の 他			2	
計			2		
給与以外の労働条件					
経営人事	事業所廃止・事業縮小				
	配 置 転 換				
	解 雇				
	そ の 他				
計					
団体交渉促進等	2	1	1		2
そ の 他					
合 計	3	2	3	0	2

(注) 申請のあった調整事項を計上してあるので、調整事件数とは一致しない。

第5表 業種別件数（新規申請分）

業種 年	建設業	製造業				情報通信業	運輸業・郵便業					卸売業・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	地方公務	その他	計
		食料品製造業	印刷・同関連業	化学工業	その他		鉄道業	道路旅客運送業	道路貨物運送業	水運業	その他									
24年						1	1									1				3
25年		1														1				2
26年														1	1	1				3
27年																				0
28年														2						2

第6表 調整の終結状況

終結態 区分	年	24年			25年			26年			27年			28年			計	
		あつせん	調停	仲裁	あつせん	調停	仲裁	あつせん	調停	仲裁	あつせん	調停	仲裁	あつせん	調停	仲裁		
指名前	不開始 (規65-2)																	
	取下げ							1									1	
指名後	取下げ	(1)															(1)	
	解決	案提示 解決	1		2			1										4
		自主 解決																
		計	1		2			1										4
	打切り	2						1						2				5
調停不調																		
計	3 (1)			2			3						2				10 (1)	
翌年繰越																		

(注) () は前年からの繰越で外書き。

第7表 調整の所要日数

区分	24年	25年	26年	27年	28年
平均	88	46	27	—	33
最長	241	48	31	—	43
最短	25	43	23	—	22

(注) 所要日数は、あっせん員（調停委員）指名から事件終結までの日数である。

2 調整事件

(1) 平成28年(あ)第1号事件

1 通 番 547号

2 申請年月日 平成28年2月26日

3 申請者 X組合

4 被申請者 Y医療センター

5 業 種 医療業

6 調整事項

誠実な団体交渉の実施

外来担当非常勤看護師の退職に伴う後補充に関する団体交渉の実施

7 申請に至るまでの経過

- (1) 平成27年9月、X組合は、9月末での外来担当非常勤看護師の退職に当たり、Y医療センターに口頭で後補充を要求した。Y医療センターは補充の予定はないと回答したと主張している。
- (2) 平成27年10月30日、X組合は、Y医療センターに文書により団交申入れを行った。
- (3) 平成27年11月11日、X組合とY医療センターの間で「窓口協議」が行われ、組合の趣旨説明に対しY医療センターは、オペ室担当看護師等の応援により改善している、組合は現場の状況を把握していないと発言した。
- (4) 平成27年11月20日、X組合とY医療センターの間で「窓口協議」が行われ、後補充については労働条件性ありとの組合の主張に対し、Y医療センターは労働条件性を否定した。
- (5) 平成27年12月4日、X組合とY医療センターの間で「窓口協議」が行われ、Y医療センターは、後補充問題以外の2項目は交渉議題となる。後補充については、労働条件性がないため、交渉議題とならない。「業務軽減」であれば交渉を受け入れると発言した。
- (6) 平成28年2月5日、X組合からY医療センターへ架電し、「外来の非常勤看護師の後補充を行うこと」と文言変更について打診したが、Y医療センターは、「後補充」の文言が入っているため、交渉にはならないと回答した。
- (7) 平成28年2月26日、X組合は、県労委にあっせんに申請した。
- (8) 申請時に申請者（組合側）の実情調査を実施。

8 申請後の経過

- (1) 平成28年3月2日、あっせん員指名。
- (2) 平成28年3月17日、被申請者（使用者側）の実情調査を実施。
- (3) 平成28年4月6日、あっせん開催。

あっせんにおいては、両当事者とも、団交実施の必要性は認識しつつも、文言へのこだわりには強いものがあった。このため、あっせん員は、現実に団体交渉を行うよう導くこととし、要求の趣旨を尊重しつつ、両当事者の意見も踏まえたあっせん案の素案を作成し両当事者と個別折衝を行った。その結果、両当事者とも、基本的には受け入れの意向を示したことから、あっせん案を提示した。

なお、労使双方の了解を得て、4月13日を期限として、諾否回答書を提出してもらうこととしたところ、後日、被申請者からは、受諾の回答がなされたが、申請者からは、現場の組合員から反対があったとのことで、不受諾の回答がなされたため、4月13日付で本件事件は打切りにより終結した。

(2) 平成28年(あ)第2号事件

1 通 番 548号

2 申請年月日 平成28年9月16日

3 申請者 X組合

4 被申請者 Y病院

5 業 種 医療業

6 調整事項

団交係属中にもかかわらず、一組合員に対する管理栄養士から看護助手への任命換発令が一方的に行われたことに対する、期限を切った協議再開

7 申請に至るまでの経緯

(1) 平成27年12月、Y病院が一職員に退職勧奨を行った。勧奨後、当該職員はX組合に加入した。

(2) 平成28年3月25日、X組合が団交申入書を提出

要求内容：「退職勧奨・強要をしないこと」、「他職種への異動強要をしないこと」

(3) 平成28年4月12日、第1回団交実施。

Y病院は「役割を果たせない旨の本人からの文書申出を受け、勧奨した」と発言、X組合は、本人が申出の事実を否定したことを受け、文書の提示を要求した。Y組合は「後で確認し、再度本人の意向を確認した上で対処する」と発言した。

(4) 平成28年6月20日、第2回団交実施。

Y病院は、「7月に当該職員の業務評価を行い、×が一つでもついたら看護助手へ業務換えを発令する。」と発言、X組合は「評価結果内容について本人の意向を踏まえて協議検討すべき」と反論した。

(5) 平成28年8月24日

7月の業務評価（既存44項目については、すべて○であったが、新規の1項目のみ×）を受け、Y病院は本人に対し「9月1日付で看護助手への任命換を発令する」旨の内示を行った。

(6) 平成28年8月29日、第3回団交実施。

X組合は「新規項目は、本来、評価項目から外すべきものである。せめて、3ヶ月の猶予後、再評価すべきである」と考える。そのため、不当評価であり納得できない。また、本人の合意もない。このような発令は無効である。」と発言、Y病院は「管理栄養士の役目を果たせないから発令しており、違法ではない。任命換えは決定事項である。」として、交渉は決裂した。

- (7) 平成28年9月12日、申請者（組合側）の事前相談時に併せて実情調査を実施。
- (8) 平成28年9月16日、X組合は、県労委にあっせんに申請。
同日、再度実情調査を実施。

8 申請後の経過

- (1) 平成28年9月20日、あっせん員指名。
- (2) 平成28年9月21日、労使双方にあっせん開始を通知
(事務局による被申請者実情調査依頼を含む)
- (3) 平成28年9月26日、事務局から事前調査の日程調整のため架電したところ、あっせんに応じない旨回答がなされた。
- (4) 平成28年9月27日、あっせん員協議を開催。その結果、10月初旬に使用者委員がY病院を訪問し労働委員会制度等の説明を行うこととしたい旨を文書でY病院に通知することとなり、28日依頼文書発送。
これに対して、10月3日「あっせん員からの説明も受けない」旨、被申請者から電話回答
- (5) 同日、被申請者の意思確認を文書により徴する旨のあっせん員からの指示を受け、依頼文書発出
- (6) 平成28年10月7日、Y病院から「組合に譲歩する余地がない」としてあっせんに応じない旨の回答文書受理。
- (7) 平成28年10月11日、あっせん員協議による「打切り」決定により、本件あっせんは終結した。翌日付で、労使双方に「打切り」を通知。

第2節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概 況

- (1) 個別労働関係紛争のあっせんの平成28年の新規申請は3件で、すべて労働者からの申請である(第1表)。
- (2) あっせん事項は、経営・人事に関するもの2件、賃金等に関するもの2件、職場の人間関係に関するもの1件である(第2表)。
- (3) 業種別では、建設業1件、卸売・小売業1件、医療・福祉1件である(第3表)。
- (4) 終結状況は、解決2件、取下げ1件である(第4表)。

第1表 あっせん開始事由別件数（新規申請分）

区分	年	24年	25年	26年	27年	28年
労働者申請		7	4	5	7	3
使用者申請						
双方申請						
計		7	4	5	7	3

第2表 あっせん事項別件数（新規申請分）

内容		年	24年	25年	26年	27年	28年
経営・人事	解 雇		3	1	2	4	1
	配置転換, 出向・転籍					1	
	懲 戒 処 分					1	
	退 職		2		1		1
	そ の 他		1		1	2	
	計		6	1	4	8	2
賃金等	賃 金 未 払 い		1	1	1	1	1
	賃 金 減 額						
	一 時 金						
	退 職 一 時 金						
	解 雇 手 当		2		1		
	そ の 他					3	
	計		3	1	2	4	2
労 働 条 件 等					2		
職 場 の 人 間 関 係		1	1	3	1	1	
そ の 他			2				
合 計		10	5	9	15	5	

(注) 申請のあった事項のすべてについて計上してあるので、事件数とは一致しない。

第3表 産業別件数（新規申請分）

業種 年	建設業	製造業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	不動産業・物品賃貸業	医療・福祉	教育・学習支援業	技術サービス業 ・ 学術研究・専門・	宿泊業・飲食 サービス業	生活関連サービス業・娯楽業	分類されないもの サービス業（他に）	公務	計
24年		2		1	1		2		1					7
25年									1			3		4
26年		1				1	2			1				5
27年		1	1		1		1			2			1	7
28年	1				1		1							3

第4表 あっせんの終結状況

終結態様		年	24年	25年	26年	27年	28年
指名前	不開始			(1)			
	取下げ						(1)
指名後	取下げ		1				1
	解決	案提示 解決	4	(1)	1	2	2
		自主 解決					
	計		4	(1)	1	2	2
	打切り			2	4 (2)	4	
合計			5	2 (2)	5 (2)	6	3 (1)
翌年繰越			2	2	0	1	0

(注) ()は前年からの繰越で外書き。

2 個別労働関係紛争あっせん事件

事件名	職区分	業種	調整事項	調整内容	最終事由	調整経過	
						年月日	事項
平成27年(個)第7号(65)	労働	飲食店・宿泊業(宿泊業)	解雇理由の説明 解雇予告手当の支払い	パートとして働いていたが、突然メールで解雇との連絡があった。解雇理由の説明と解雇予告手当等の支払いを求め、あっせん申請がなされた。申請者は精神疾患を患っており、あっせんを継続するかは申請人からの連絡を待つこととし、粘り強く対応していたところ、体調不良により取り下げるとの連絡があり、その後、取下書が提出された。	取下げ	27 9.18 9.18 10.2 28 1.18	あっせん申請 事務局実情調査(労働者) 事務局実情調査(労働者) 終結(取下げ)
						所要日数：－	
平成28年(個)第1号(66)	労働	医療・福祉(福祉)	会社都合での退職 精神的苦痛の為、慰謝料請求	退職強要により退職を余儀なくされたとしてあっせんの申請がなされた。あっせんでは、退職の働きかけは窺われるが、強要にわたるとの心証は形成できなかった。双方が納得する形で離職することとし、退職事由と解決金の歩み寄りを促したところ、退職理由は自己都合とするが、被申請者側が解決金を上乗せする形で双方が合意に至り、協定書を取り交わして終結した。	解決	28. 8.15 8.15 8.16 8.25 9.5 9.5	あっせん申請 事務局実情調査(労働者) あっせん員指名 事務局実情調査(使用者) あっせん 終結
						所要日数：22日	
平成28年(個)第2号(67)	労働	卸売・小売業	解雇撤回又は謝罪及び迷惑料の支払い	ハローワークの求人票には「AT限定可」とあり、職業訓練を途中で辞めて応募し採用されたにもかかわらず、「即戦力を望んでおり、MT車が運転できない者は採用できない。」として採用後2日勤務しただけで解雇されたとしてあっせん申請がなされた。解雇の有効性の判断は行わないが、社会通念上問題なしとはいえないと判断し、また、申請者が当初の解雇撤回は求めなくなったことから、会社都合による退職とし、被申請者が解決金の支払いを行うことを基本とする内容で双方が合意し、協定書を取り交わして終結した。	解決	28 9.15 9.12 9.16 9.16 10.5 10.5	あっせん申請 事務局実情調査(労働者) あっせん員指名 事務局実情調査(使用者) あっせん 終結
						所要日数：21日	

事件名	職 区 分	業 種	調整事項	調整内容	終 結 事 由	調 整 経 過	
						年月日	事 項
平成28年(個)第3号(68)	労	建設業	歩合の未払い・慰謝料請求	入社面接時にハローワークの求人票をもとに基本給、歩合給の金額は確認していた。支給された歩合給は一部だけであり差額の支払いを請求する。また、突然解雇されたこと、パワハラがあったことについての慰謝料を請求するとしてあっせん申請がなされた。 被申請者の実情調査前に、本人から取下書が提出された。	取下げ	28 11.25 11.25 11.28 12.8	あっせん申請 事務局実情調査(労働者) あっせん員指名 取下げ
						所要日数：－	

(注) 所要日数は申請から終結までの日数である。(不開始及び取下げは除く。)

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概 況

平成28年の不当労働行為救済新規申立てはなかった。
年間取扱件数においては新規、継続とも取扱いはなかった。

第1表 事件取扱状況

区分 年次	係 属 件 数			取 下 げ			命 令			次年 繰越
	前年 繰越	新規 申立	係属 計	組合 都合	無関与 和解	関 与 和 解	救済	棄却	却下	
24年	1	2	3			1				2
25年	2	0	2			1				1
26年	1	1	2				1			1
27年	1	0	1			1				0
28年	0	0	0							0

第2表 救済内容別申立件数

区分 年次	労組法第7条									計
	1号	2号	3号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号	1・4号	1・3・4号	
24年				1			1			2
25年										0
26年		1								1
27年										0
28年										0

第3表 申立人別申立件数

区分 年次	全 国	鹿 児 島 県			
	申立件数	申立件数	申 立 人 別		
			組 合	個 人	組 合・個人
24年	354	2	2		
25年	365	0			
26年	371	1	1		
27年	347	0			
28年		0			

第4表 申立関係企業内の組合組織状況

区分 年次	組合が1つだけの企業	組合が2つ以上の企業	計
24年	2		2
25年			0
26年	1		1
27年			0
28年			0

第5表 業種別申立件数

業種 年	建設業	製造業			情報通信業 その他	運輸業・郵便業					卸売業・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	地方公務	その他	計
		食料品製造業	印刷・同関連業	化学工業		鉄道業	道路旅客運送業	道路貨物運送業	水運業	その他									
24年								1						1					2
25年																			0
26年													1	1					2
27年																			0
28年																			0

※被申立人が2法人

第6表 平均処理日数

年次	区分	総平均	命令・決定	取下・和解
24年		296	—	296
25年		209	—	209
26年		480	480	—
27年		313	—	313
28年				—

※ 労働組合法第27条の18の規定に基づく審査の期間の目標については、1年とする。
(平成24年7月改定)

第7表 事件一覧表

事件名	申立人区分	申立年月日	終結年月日 (所要日数)	申立該当号	審査委員	参与委員	業種	請求する救済内容	終結状況
該当なし									

2 審査事件

本年は継続事件、新規事件ともになかった。

第4節 行政訴訟事件

本年は係属事件がなかった。

第5節 再審査事件

本年は係属事件がなかった。

第6節 資格審査

1 概況

- (1) 平成28年の組合資格審査申請は4件で、前年より4件増加した。
- (2) 申請理由別にみると、労働者委員の候補者推薦関係が4件である。
- (3) 年間の取扱件数は、4件である。
- (3) 処理状況については、4件を適法と認めた。

2 資格審査一覧表

年番号	申請組合名	組合員数	申請理由	申請年月日	終結年月日	備考
平成28年1	X 1 組合	5,522	労働者委員の候補者推薦のため	H28. 4. 20	H28. 5. 10	適法決定
〃 2	X 2 組合	704	労働者委員の候補者推薦のため	H28. 4. 21	H28. 5. 10	適法決定
〃 3	X 3 組合	702	労働者委員の候補者推薦のため	H28. 11. 25	H28. 12. 13	適法決定
〃 4	X 4 組合	5,111	労働者委員の候補者推薦のため	H28. 11. 29	H28. 12. 13	適法決定

3 資格審査取扱状況

区分 年次	取扱 件数	申請理由別(新規)				終結態様別				
		法人登記	救済申立	労働者供給事 許可申請	労働者委員推	適法決定	不適法決定	取下げ	打切り	翌年繰越
24年	5		2		2	2			1	2
25年	4				2	2			1	1
26年	4		1		2	3				1
27年	1								1	
28年	4				4	4				

第7節 認定告示

本年は申出がなかった。

第2章 労働委員会活性化のための取組

全国労働委員会連絡協議会において、平成22年から平成24年にかけて第1次から第3次までの報告書が出されたことを受けて、県労働委員会委員による「労働に関する無料相談会」（定期・周知月間等）を開催するとともに、委員による「出前講座」を開催するなどし、労働委員会制度の周知広報を行っているほか、委員及び事務局職員の資質向上を図るための研修の充実等を図っている。

また、迅速・的確な審査手続を充実させるため、平成24年7月1日から審査の期間の目標を1年6月から1年に短縮し、実際の事件においても、「三者委員による事件の解決のための勧告」を行い和解への働きかけを行うなど、審査事件の迅速な解決に努めている。

平成28年度（平成28年4月～平成29年3月）の主な取組は、以下のとおりである。

I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策

1 委員による「労働に関する無料相談会」の開催

(1) 定期相談会(H23.5～)

毎月第4火曜日の午後2時30分から午後5時まで、県庁労働委員会において相談会を開催した。また、平成26年度からは来庁できない方のために電話相談を実施した。

日 時	相談件数	日 時	相談件数	日 時	相談件数
28年4月26日(火)	4件(0)	8月23日(火)	1件(0)	12月27日(火)	1件(1)
5月24日(火)	6件(1)	9月27日(火)	3件(0)	29年1月24日(火)	3件(0)
6月28日(火)	5件(0)	10月25日(火)	1件(1)	2月28日(火)	1件(0)
7月26日(火)	4件(0)	11月22日(火)	3件(0)	3月28日(火)	0件(0)

※（ ）書きは電話相談で内書き。

(2) 個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間における相談会

個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間(10月)中に、定期相談会に加え、日曜相談会や出張合同相談会を開催した。

なお、薩摩川内市での相談会(10月20日)については、関係機関に参加を呼びかけ、合同で開催した。

◇ 参加機関：県労働委員会、鹿児島労働局（総務部雇用環境・均等室）、県雇用労政課、県社会保険労務士会 計4関係機関

日 時	場 所	相談件数
10月20日(木) 10:00～16:00	川内文化ホール(薩摩川内市)	4件
10月23日(日) 10:00～16:00	鹿児島市勤労者交流センター	4件
10月25日(火) 14:30～17:00	県庁労働委員会	※定期相談会参照

(3) 周知月間以外の出張相談会

鹿児島市勤労者交流センター（キャンセル）において出張相談会を開催した。

日時：8月7日(日) 10:00～16:00 相談件数：5件

《参考》 個別労働関係紛争に係る相談

・平成28年度月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事務局対応	13	13	8	9	12	13	23	8	8	8	12	7	134
委員相談会 (うち電話相談)	4 (0)	6 (1)	5 (0)	4 (0)	6 (0)	3 (0)	9 (1)	3 (0)	1 (1)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	45 (3)
計	17	19	13	13	18	16	32	11	9	11	13	7	179

・相談内容別件数 (平成29年3月31日現在)

相談内容	年度	24	25	26	27	28	計
経営又は人事		80	62	80	96	67	385
賃金等		56	47	56	44	36	239
労働条件等		33	37	55	15	28	168
その他(職場の人間関係)		47	30	41	38	37	193
その他		15	35	23	13	11	97
合計		231	211	255	206	179	1,082
うち委員による相談会		34	33	68	45	45	225

※ 相談内容は主なもので計上
 ※ 平成23年5月から定期相談会開始

(相談内容の分類)

経営又は人事	解雇、配置転換・出向・転籍、復職、懲戒処分、退職、勤務延長・再雇用、その他経営又は人事
賃金等	賃金未払、賃金増額、賃金減額、一時金、退職一時金、解雇手当、休業手当、諸手当、その他賃金、年金
労働条件等	労働契約、労働時間、休日・休暇、年次有給休暇、育児休業・介護休業、時間外労働、安全・衛生、福利厚生制度、社会保険、労働保険、その他の労働条件等
その他(職場の人間関係)	セクハラ、パワハラ・嫌がらせ
その他	その他

2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報

【紙媒体】

- (1) 個別紛争あっせん制度PRポスター等の配布
 当労委独自の個別紛争あっせん制度PR用のポスター、チラシ及びカードを関係機関・関係団体等に配布し、周知広報を依頼した。
- (2) 相談会チラシの配布
 QRコードを印刷した相談会チラシを作成し、関係機関・労使団体等に配布し、周知広報を依頼した。
 また、労使団体等については会員への相談会チラシ配布や大型商業施設への相談会チラシ設置を依頼した。

◇ 個別あっせん制度PRポスター

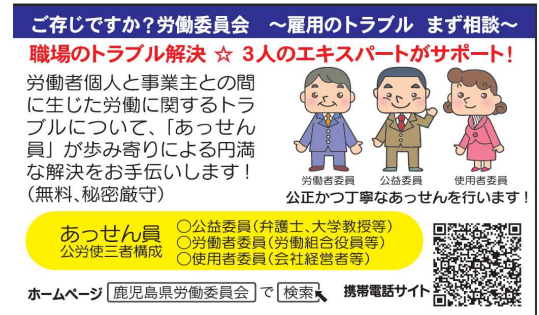


◇ 個別あっせん制度PRカード

(表面)



(裏面)



【ホームページ及び携帯電話サイト】

- (3) 委員リレーコラム掲載等によるホームページ等の充実
 ホームページ及び携帯電話サイト内に制度概要や相談会・周知月間等について掲載するとともに、ホームページ上に委員が毎月交替でコラムを掲載した。
 なお、携帯電話サイトに直接つながるQRコードを、個別紛争あっせん制度PRポスター・チラシ・カード、相談会チラシ、のぼり旗、委員・職員の名刺等に印刷し、広報を行った。
- (4) 関係機関等ホームページのリンク及び相談会掲載
 鹿児島労働局、連合鹿児島、法テラス鹿児島及び市町のホームページに、当労委（個別紛争あっせん制度）ホームページへのリンク付けがされるとともに、関係機関・労使団体等のホームページに相談会が掲載された。

【マスコミ】

- (5) 定期相談会、日曜相談会、周知月間中の相談会については、テレビ局・ラジオ局・新聞社に年間を通じて告知を依頼し、周知広報を行った。

【県広報媒体】

- (6) 県広報媒体による広報
 個別紛争あっせん制度や定期相談会について、県政広報テレビ・ラジオ番組による告知を年間を通じて実施した。28年6月には、ラジオ番組において、会長対談により、個別紛争あっせん制度を紹介した。また、県政広報「新聞インフォメーション」に定期相談会や周知月間について掲載した（平成28年10月、平成29年1月掲載）。

【関係機関等】

- (7) 労使団体・関係機関等との連携
 関係機関等に対して個別紛争あっせん制度や定期相談会等について周知広報を依頼するとともに、労働局やハローワーク、労使団体等に直接出向き、労使紛争に関する相談の当労委紹介を依頼した。県弁護士会会員に対しては、県弁護士会レターボックスを活用して、制度等の周知及び相談者への当労委紹介を依頼した。
 また、周知月間中の出張合同相談会においては、開催地及び周辺の市町を訪問し、広報を依頼するとともに、関係機関と連携して合同で相談対応した。

(8) 県や市町の広報誌への掲載

県メールマガジンによる市町村への広報誌原稿を情報提供したほか、県・市の労政担当課発行の広報誌等に制度概要や相談会の掲載を依頼した。

【その他】

(9) 地域情報誌・求人情報誌への掲載

地域情報誌や求人情報誌に、個別紛争あっせん制度や相談会を掲載した。

3 委員による出前講座

労働委員会制度の認知度向上の一環として、労働者委員や使用者委員が、労使団体の会合等に出向くとともに、公益委員が、高校や大学に出向き、労働委員会制度をPRした。

	実施日及び時間	場 所	団体名	参加者数	講師名
公 益	平成28年11月7日(月) 10:50~12:20	鹿児島国際大学	経済学部	約100人	末永睦男会長代理
	平成29年2月13日(月) 9:55~10:45	鹿児島女子高校	3年生	約300人	田中佐和子委員
労働者	平成29年1月14日(土) 14:00~14:30	霧島国際ホテル	連合鹿児島	約60人	森田 周一 委員
	平成29年1月22日(日) 10:00~10:30	川薩教育会館	連合北薩地協	約20人	奥 恵利美 委員
	平成29年2月17日(金) 18:30~19:00	南さつま市民センター	連合南薩地協	約20人	原園 正敏 委員
使用者	平成28年10月3日(月) 15:00~15:30	鹿児島総合卸商業団地協同組合	同左	約30人	久永 修平 委員
	平成28年11月11日(金) 16:30~17:00	日置市商工会会館	日置市商工会	約30人	米盛庄一郎委員
	平成28年12月14日(水) 13:15~13:35	レクストン鹿児島	県経営者協会	約70人	吉富 秀介 委員



鹿児島国際大学 (H28. 11. 7)



鹿児島女子高校 (H29. 2. 13)



連合鹿児島 (H29. 1. 14)



連合北薩地方協議会 (H29. 1. 22)



日置市商工会 (H28. 11. 11)



県経営者協会 (H28. 12. 14)

II 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策

定例総会日に開催している労働問題研究会（外部講師や委員・事務局職員等講師による研修）については、委員が出席する会議における議題の事前検討に加え、鹿児島労働局との意見交換会、中労委作成の論点別調整事件解説集を活用した事例研修など、研修方法、内容の充実を図った。特に、外部講師による研修は労働関係機関、団体にも参加を呼びかけて講演会を開催し、各機関、団体から多数の参加があった。

また、審査事件やあっせん事件（集団・個別問わず）終結時には、総会で所感及び全委員による意見交換を行い、情報の共有化を図るなどの取組を図った。

さらに、全労委として平成23年から取り組んでいる公労使委員合同研修を初めとする全国・九州ブロックの会議・研修に委員が参加したほか、事務局職員を全国・九州ブロックの会議・研修や個別労働紛争解決研修（JIRRA）、労働契約解説セミナー（厚生労働省）等に参加させ、資質の向上に努めた。

このほか、「個別労働関係紛争に係る事務局勉強会」をほぼ毎月実施し、個別労働紛争解決に必要な資質の向上に努めた。



労働問題特別研究会特別講演会（H29. 2. 14）

「個別労働関係紛争に係る事務局勉強会」の実施状況

実施日	内 容	実施日	内 容
4月27日	派遣契約の中途解約に伴う休業手当と休業中のアルバイトの禁止	10月28日	人事異動の類型（配転、転勤、職種替え、出向、転籍）
5月26日	・労働基準法上の労働者性、歩合給の場合の割増賃金 ・雇用保険制度について	11月30日	・パワーハラスメントについて ・有期労働契約の無期転換について
6月30日	労働契約の終了事由について	12月22日	労働者の資格取得費用の負担について
8月31日	年次有給休暇について	1月30日	労災補償について
9月29日	試用期間と解雇について	2月24日	労働時間について

III 迅速・的確な審査手続を充実させるための方策

1 審査の期間の目標

労働組合法第27条の18に基づく審査の期間の目標については、従来1年6月であったが、平成24年6月12日に開催した公益委員会議において、公益委員会議申合せ及び公益委員会議決定事項を改正し、1年（国交拒否のみの事案については10月）とし、平成24年7月1日から適用している。

2 審査の実施状況及び目標の達成状況

本年度は係属事件がなかった。